

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	我が国と欧米主要国の最低賃金制度—近年の動向と課題—
他言語論題 Title in other language	Minimum Wage System of Japan, Europe and U.S.A.: Recent Movements and Issues
著者 / 所属 Author(s)	小針 泰介 (Kohari, Taisuke) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 社会労働課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	797
刊行日 Issue Date	2017-06-20
ページ Pages	35-50
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	我が国のほか、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの最低賃金制度の概要と近年の動向をまとめるとともに、主要国の制度比較を踏まえ、我が国の最低賃金制度の主要論点を概観する。

*掲載論文等のうち、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

我が国と欧米主要国の最低賃金制度

—近年の動向と課題—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
社会労働課 小針 泰介

目 次

はじめに

I 我が国の最低賃金制度

II 欧米主要国の最低賃金制度

1 アメリカ

2 イギリス

3 ドイツ

4 フランス

III 主な論点

1 最低賃金の位置付け

2 最低賃金の適用対象者の把握

3 引上げの効果・影響の検証

4 特定最低賃金

おわりに

別表 我が国と欧米主要国の最低賃金制度

要 旨

- ① 我が国の最低賃金制度には地域別最低賃金と特定最低賃金がある。地域別最低賃金の全国加重平均は2016年度で823円/時であり、「ニッポン一億総活躍プラン」では、消費を喚起するため、これを1,000円/時まで引き上げることが目指されている。特定最低賃金は地域別最低賃金を上回る水準で設定される産業別の最低賃金であるが、近年は地域別最低賃金が特定最低賃金に追い付いてきており、その存在意義が問われている。
- ② アメリカの最低賃金は全国レベルのほか、州や郡、市レベルで設定される。全国レベルの連邦最低賃金は7.25ドル/時である。連邦政府が契約する事業者については10.20ドル/時の最低賃金が適用される。州や郡、市レベルでは、ワシントンD.C.やカリフォルニア州等で最低賃金を15ドル/時まで段階的に引き上げることが決定されている。
- ③ イギリスでは年齢別に最低賃金が設定されている。2016年4月から25歳以上の最低賃金に加算を行う全国生活賃金が導入され、2017年4月時点では、その金額は7.50ポンド/時である。全国生活賃金は2020年に賃金の中央値の60%とすることを目標としている。
- ④ ドイツでは、労使が締結する労働協約により産業別に賃金水準を決定する慣行があったため、従来、法定最低賃金はなかったが、労働協約の影響力の低下や低賃金労働者の増加を背景に、2015年1月から8.5ユーロ/時の最低賃金が導入された。最低賃金は2017年1月から8.84ユーロ/時に引き上げられた。
- ⑤ フランスの最低賃金の設定方法には、全産業一律スライド最低賃金(SMIC)によるものと労使が締結する労働協約を拡張して賃金水準を定めるものがある。SMICの金額は消費者物価指数上昇率とブルーカラー実質賃金上昇率に連動して上昇しており、2017年は9.76ユーロ/時である。
- ⑥ 主要国の制度比較を踏まえれば、我が国の最低賃金制度の主な論点には、a) 最低賃金制度の位置付け、b) 適用対象者の把握、c) 引上げの効果・影響の検証、d) 特定最低賃金の四つがある。地域別最低賃金の引上げに関しては、1,000円/時を上回る水準への引上げを求める意見がある一方、引上げの代わりに給付付き税額控除の導入を求める意見もあり、社会保障制度との関係を整理しつつ、その役割を検討することが求められる。

はじめに

最低賃金とは、労働市場のセーフティー・ネットとして、国が賃金額の最低額を定め、使用者に強制する制度である⁽¹⁾。特に不況期には労働力が買い叩かれて労働者の生活が困難になるという問題が生じることから⁽²⁾、我が国では昭和34(1959)年に「最低賃金法」(昭和34年法律第137号)が制定され、最低賃金は同法を根拠として整備されてきた。「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)では、国民総生産(GDP)600兆円を実現するための方策の一つとして、最低賃金の引上げによる消費の喚起が掲げられている。具体的には、名目GDP成長率に配慮しつつ、年率3%を目安に地域別最低賃金を引き上げ、全国加重平均で1,000円を目指すとされている⁽³⁾。

最低賃金は欧米主要国でも導入されており、その制度は国によって異なる。最低賃金の決定方式には、行政府等の審議会の意見に基づいて決定される審議会方式や、議会で法定される議会決定方式、労使が労働協約により設定した最低賃金を労働組合に加入していない労働者にも拡張して適用する労働協約拡張方式がある。最低賃金の金額は各国で異なり、最近では、アメリカの一部の地域やイギリス、ドイツ、フランスで最低賃金を引き上げる動きが見られる。本稿では、欧米主要国の最低賃金の動向を概観するとともに、欧米主要国との比較を通して浮かび上がる我が国の最低賃金制度の論点をまとめる。我が国と欧米主要国の制度を一覧化した別表を文末に掲載している。

I 我が国の最低賃金制度

我が国の最低賃金の根拠法は最低賃金法であり、その目的は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」⁽⁴⁾である。最低賃金制度には地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類がある。地域別最低賃金は都道府県ごとに定められるものであり、金額の決定に際しては、地域における労働者の生計費及び賃金、通常の事業の賃金支払能力が考慮される⁽⁵⁾。労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保

* 本稿におけるインターネット情報は、平成29(2017)年5月15日現在である。

(1) 菅野和夫『労働法 第11版補正版』弘文堂、2017、p.442。

(2) 荒木尚志『労働法 第3版』有斐閣、2016、pp.144-145。

(3) 「ニッポン一億総活躍プラン」2016.6.2、pp.8、61。首相官邸ウェブサイト <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichioku-soukatsuyaku/pdf/plan1.pdf>> なお、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)や「経済財政運営と改革の基本方針2016—600兆円経済への道筋—」(平成28年6月2日閣議決定)にも最低賃金の全国加重平均を時給1,000円に引き上げる旨の記載がある(「働き方改革実行計画」p.10。同 <<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/pdf/20170328/01.pdf>>;「経済財政運営と改革の基本方針2016—600兆円経済への道筋—」p.23。内閣府ウェブサイト <http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2016/2016_basicpolicies_ja.pdf>)。「地域別最低賃金」と「全国加重平均」についてはI参照。

(4) 最低賃金法第1条

(5) 最低賃金法第9条第2項

護に係る施策との整合性に配慮するものと規定される⁽⁶⁾。この規定は、最低賃金額と生活保護水準の逆転現象が問題となったため、平成 19 (2007) 年の法改正により盛り込まれたものである。地域別最低賃金の全国加重平均は、平成 28 (2016) 年度で 1 時間当たり 823 円である (以下、「1 時間当たり」は「/時」と記す)。最高額は東京都の 932 円/時、最低額は宮崎県及び沖縄県の 714 円/時である⁽⁷⁾。最高額と最低額の間には 218 円の開きがあり、地域間格差が拡大しているとの指摘がある⁽⁸⁾。

特定最低賃金は、労使の申出に基づき、特定の産業について地域別最低賃金を上回る水準で設定されるものであり⁽⁹⁾、平成 19 (2007) 年の最低賃金法改正により、旧来の産業別最低賃金⁽¹⁰⁾を発展的に解消したものである。特定最低賃金が適用される労働者は平成 28 (2016) 年 3 月末時点で約 316 万人である。特定最低賃金の額は、愛知県の製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 (926 円/時) や岐阜県の航空機・同附属品製造業 (917 円/時) が高い事例である⁽¹¹⁾。全国加重平均は平成 28 (2016) 年度で 854 円/時である。⁽¹²⁾

地域別最低賃金及び特定最低賃金の金額は、最低賃金審議会の調査審議を経た上で、厚生労働大臣又は都道府県労働局長により決定される。最低賃金審議会には厚生労働省に設置される中央最低賃金審議会と都道府県労働局に設置される地方最低賃金審議会があり、いずれも労働者、使用者、公益⁽¹³⁾の三者同数の代表から構成される⁽¹⁴⁾。また、最低賃金には減額の特例があり、精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者や、試用期間中の者等がその対象となる⁽¹⁵⁾。地域別最低賃金等について、最低賃金を下回る賃金が支払われた場合は、50 万円以下の

(6) 最低賃金法第 9 条第 3 項。生活保護の最低生活基準は、昭和 59 (1984) 年以降、一般的な世帯の消費水準の約 60% に設定するという慣行が続いている (阿部彩『弱者の居場所がない社会—貧困・格差と社会的包摂—』講談社, 2011, pp.62-63.)。

(7) 「地域別最低賃金の全国一覧」厚生労働省ウェブサイト <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/> 消費者物価の地域差指数は、東京都区部が 105.9 であるのに対して、宮崎市は 97.1、那覇市は 101.2 であり、最低賃金の地域差は消費者物価の地域差より大きい (総務省統計局「平成 25 年 (2013 年) 平均 消費者物価地域差指数の概況」2014.3.28. <<http://www.stat.go.jp/data/cpi/sokuhou/chiiki/pdf/chiiki.pdf>>)。

(8) 「最低賃金 過去最大 24 円上げ 都道府県の格差拡大 東京と沖縄で 218 円差」『東京新聞』2016.7.28. 地域別最低賃金の地域間格差の要因としては、高い水準に最低賃金を設定することが、地方の企業の収益に悪影響を及ぼすおそれへの考慮が挙げられている (森川正之「第 4 章 最低賃金と地域間格差」大竹文雄ほか編著『最低賃金改革—日本の働き方をいかに変えるか—』日本評論社, 2013, pp.91, 107-109.)。

(9) 主に都道府県ごとに設定されるが、「全国非金属鉱業最低賃金」は全国を適用地域とする。「特定最低賃金の全国一覧」厚生労働省ウェブサイト <<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/kijunkyouku/minimum/minimum-19.htm>>; 「全国設定の特定最低賃金」同 <<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/kijunkyouku/minimum/minimum-20.htm>>

(10) 産業別最低賃金は、全国又は一定地域の産業ごとに、関係労働組合の申出によって、中央又は地方最低賃金審議会の審議に基づき、地域別最低賃金に上乘せされる形で設定される最低賃金である。産業別最低賃金の罰則は、特定最低賃金に改正された際に、船員に係るものを除いて廃止された。ただし、「労働基準法」(昭和 22 年法律第 49 号) 第 24 条第 1 項の賃金全額支払違反の罰則 (同法第 120 条第 1 号) は、引き続き特定最低賃金にも適用される (菅野 前掲注(1), p.444; 荒木 前掲注(2), p.147.)。

(11) 「特定最低賃金の全国一覧」前掲注(9)

(12) 「特別企画 平成 28 年度 特定最低賃金の決定状況 全国加重平均 854 円 (14 円増)」『労働基準広報』1921 号, 2017.4.21, pp.12-19; 「特定最低賃金について」厚生労働省ウェブサイト <<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000041788.html>>

(13) 公益を代表する委員は学識経験者から任命され、労使の委員の意見を調整するとともに、公益的見地からの意見を反映させる。労働調査会出版局編『最低賃金法の詳解 改訂 4 版』2016, p.83.

(14) 最低賃金法第 20 条、第 22 条

(15) 最低賃金法第 7 条

罰金が科される⁽¹⁶⁾。

地域別最低賃金は、平成 13 (2001) 年度以前は日額・時間額の併用方式であったが、賃金支払形態、所定労働時間等の異なる労働者についての最低賃金適用上の公平の観点や就業形態の多様化への対応の観点、分かりやすさの観点から時間額のみが表示が望ましいとされ、平成 14 (2002) 年度から時間額単独方式へ移行した⁽¹⁷⁾。

II 欧米主要国の最低賃金制度

1 アメリカ

アメリカの最低賃金は、全国レベル、州レベル、市等の自治体レベルごとに設定される。全国レベルの最低賃金（連邦最低賃金）は「公正労働基準法」⁽¹⁸⁾で規定されている。最低賃金の金額を決める基準は特に定められておらず、金額は議会の審議を経て、法律により定められる（議会決定方式）。2009 年 7 月 24 日以降は 7.25 ドル／時（約 737 円／時）⁽¹⁹⁾である。金額を一定期間ごとに見直す規定はないため、現在も 7.25 ドル／時である。適用対象は年商 50 万ドル以上の企業や複数の州にまたがって通商を行う企業等である。ホワイトカラー・エグゼンプション⁽²⁰⁾の対象者（管理職、運営職⁽²¹⁾、専門職、コンピュータ・技術職、外商）等は適用除外となるほか、20 歳未満の労働者や障害者、チップを受け取る従業員、学生については減額措置が認められている。

なお、連邦最低賃金とは別に、連邦政府が契約する事業者については、契約金額支払条件として、大統領令 2014 年 2 月 12 日第 13658 号⁽²²⁾により 10.20 ドル／時（約 1,037 円／時）の最低賃金が適用されている。契約事業者は、下請業者との契約の際にも同様の最低賃金を適用することになっている。この最低賃金には物価スライドが適用されており、導入当初（2015 年 1 月）は 10.10 ドル／時であったが、2017 年 1 月から 10.20 ドル／時に引き上げられた。⁽²³⁾

州レベルや市レベルの最低賃金は各自治体により定められ、アラバマ州やルイジアナ州等の

(16) 最低賃金法第 40 条

(17) 厚生労働省「平成 14 年度から時間額単独方式へ移行開始—中央最低賃金審議会時間額表示問題全員協議会報告—」2002.4.2. <<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/04/h0402-1.html>> 特定最低賃金も「全国非金属鉱業最低賃金」以外は時間額表示であるが、「全国非金属鉱業最低賃金」は日額表示である。「特定最低賃金の全国一覧」前掲注(9)；「全国設定の特定最低賃金」前掲注(9)

(18) Fair Labor Standards Act of 1938, 29 U.S.C. 201 et seq. 同法第 206 条が最低賃金に関する規定である。

(19) 以下、円表示の金額は 2016 年時点の物価水準の差異を考慮した購買力平価で換算（日：米：英：独：仏=101.65：1.00：0.69：0.77：0.80）。“4. PPPs and exchange rates.” OECD.Stat website <http://stats.oecd.org/Index.aspx?datasetcode=SNA_TABLE4#>

(20) 「公正労働基準法」では、特定の職種について最低賃金等の労働規制の適用を除外する「ホワイトカラー・エグゼンプション」が設けられている。厚生労働省『海外情勢報告 2016 年版』2017, p.83. <<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/17/dl/t2-03.pdf>>

(21) 管理職エグゼンプションが被用者の管理を行うのに対して、運営職エグゼンプションは顧客等の管理や事業運営に携わる。同上, pp.83-84.

(22) “Executive Order 13658 of Feb. 12, 2014, Establishing a Minimum Wage for Contractors,” *Federal Register*, Vol.79 No.34, Feb. 20, 2014, pp.9851-9854. <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2014-02-20/pdf/2014-03805.pdf>>; 岩澤聡「アメリカにおける最低賃金引上げをめぐる動向」『外国の立法』No.261, 2014.9, pp.117-125. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8747941_po_02610007.pdf?contentNo=1>

(23) 厚生労働省 前掲注(20), p.84; “Establishing a Minimum Wage for Contractors, Notice of Rate Change in Effect as of January 1, 2017,” *Federal Register*, Vol.81 No.182, Sep. 20, 2016, pp.64513-64517. <<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2016-09-20/pdf/2016-22515.pdf>>

ように最低賃金を設定していない地域がある一方、ワシントン D.C. やカリフォルニア州等のように最低賃金を段階的に 15 ドル/時 (約 1,525 円/時)⁽²⁴⁾まで引き上げることを決定した地域もある⁽²⁵⁾。こうした最低賃金の引上げの背景には、1990 年代以降アメリカ各地で起こっている生活賃金 (Living Wage) 運動⁽²⁶⁾や、2011 年から 2012 年にかけて行われたウォール街占拠運動のほか、ファストフード産業の労働者等による時給 15 ドルを目指した賃金引上げ運動 (Fight For 15) があることが指摘されている⁽²⁷⁾。最低賃金の決定方法は州や市により異なり、その方法には議会の採決による法 (条例) 改正や住民投票がある⁽²⁸⁾。最低賃金を 15 ドルまで引き上げることを決定した地域を例にみると、カリフォルニア州では州議会の採決で決定しており、ワシントン州シータック市では住民投票で決定した⁽²⁹⁾。このほか、フロリダ州等では消費者物価上昇率や生活費変動に連動して最低賃金の引上げが行われる⁽³⁰⁾。最低賃金の水準は、ジョージア州及びワイオミング州の 5.15 ドル/時 (約 523 円/時) からワシントン D.C. の 11.50 ドル/時 (約 1,169 円/時) まで地域によって大きく異なる⁽³¹⁾。ジョージア州及びワイオミング州の最低賃金は連邦最低賃金を下回っている⁽³²⁾が、州の最低賃金と連邦最低賃金が並立する場合は、より高い方が適用されるため、両州の最低賃金は連邦最低賃金が適用される⁽³³⁾。また、ミズーリ州のように小規模の小売業・サービス業を適用除外している地域もある⁽³⁴⁾。

(24) 15 ドルという金額を積算する根拠は特になく、10 ドルでは低すぎるが 20 ドルでは高すぎることから 15 ドルと設定されたことが指摘されている。ステファニー・ルース (高須裕彦訳) 「低賃金を引き上げる—米国の最低賃金引き上げ運動とその背景—」『労働法律旬報』1858 号, 2016.2.下旬, p.58.

(25) 厚生労働省 前掲注(20), p.89; 高須裕彦 「格差と貧困大国アメリカの変革—最低賃金の大幅な引き上げはいかにして実現されたか—」『季刊労働者の権利』317 号, 2016.Aut, p.88; 名取学 「アメリカにおける Fight For 15 (15 ドルのための闘い) 運動」『賃金と社会保障』1660 号, 2016.6.下旬, p.31; “State Minimum Wages 2017 Minimum Wage by State,” 2017.1.5. NCSL website <<http://www.ncsl.org/research/labor-and-employment/state-minimum-wage-chart.aspx#1>>

(26) 生活賃金 (Living Wage) 運動は、行政から委託を受けた契約企業や、行政による開発事業に関わっている契約企業が生活賃金とされる水準以上の賃金を支払うことを義務付ける条例の制定を求めたものである。全米で約 140 の市や郡で条例が制定されたが、監督・監視体制の不備のため、その多くにおいては実質上の強制力がないと言われている。(中村和雄ほか 「アメリカの労働時間法制の現状と最低賃金引上げをめぐる動き (2)」『労働法律旬報』1841 号, 2015.6.上旬, p.61.)

(27) 同上; 高須 前掲注(25), pp.86-98; 名取 前掲注(25), pp.30-35.

(28) 労働政策研究・研修機構 「諸外国における最低賃金制度の運用に関する調査—イギリス、ドイツ、フランス、アメリカ—」(JILPT 資料シリーズ No.181) 2017, p.5. <<http://www.jil.go.jp/institute/siryu/2017/documents/181.pdf>>

(29) 名取 前掲注(25), p.30.

(30) フロリダ州では、州法により最低賃金は勤労者消費者物価指数上昇率に基づき毎年改定される。直近では 8.05 ドル/時 (2016 年) から 8.10 ドル/時 (2017 年) に引き上げられた。(Florida Department of Economic Opportunity, “Florida’s Minimum Wage.” (Updated October 15, 2016) <<http://www.floridajobs.org/docs/default-source/2017-minimum-wage/florida-minimum-wage-2017-announcement.pdf?sfvrsn=2>>; Florida Department of Economic Opportunity, “Florida’s Minimum Wage.” (Updated October 15, 2015) <<http://floridajobs.org/docs/default-source/2016-minimum-wage-increases/florida-minimum-wage-2016-announcement.pdf>>)

(31) “State Minimum Wages 2017 Minimum Wage by State,” *op.cit.*(25)

(32) 連邦最低賃金の適用対象は年商 50 万ドル以上の企業等であるが、ジョージア州では年商 4 万ドル以上であり、ワイオミング州では年商要件は特に設けられていない。このように、連邦最低賃金と両州の最低賃金は適用対象範囲が異なる。(Official Code of Georgia, Title 34, Chapter 4; 2016 Wyoming Statutes, Title 27, Chapter 4, Article 201.)

(33) 高須 前掲注(25); “Minimum Wage.” Georgia Department of Labor website <<https://dol.georgia.gov/minimum-wage>>

(34) ミズーリ州の最低賃金は連邦最低賃金 (7.25 ドル) を上回る 7.70 ドルに設定されているが、年商 50 万ドル未満の小売業、サービス業は最低賃金の適用が除外される。“2017 Missouri Minimum Wage Summary Poster.” Missouri Department of Labor and Industrial Relations website <https://labor.mo.gov/sites/labor/files/pubs_forms/LS-52-AI.pdf>

2 イギリス

イギリスでは、1998年7月に「全国最低賃金法」⁽³⁵⁾が制定された⁽³⁶⁾。これを受けて1999年3月に「全国最低賃金規則」⁽³⁷⁾が成立、同年4月から施行され、最低賃金が導入された⁽³⁸⁾。最低賃金は養成訓練生、16～17歳、18～20歳、21歳以上の4区分について定められていたが、2016年4月、全国最低賃金規則の改定⁽³⁹⁾により、新たに25歳以上の区分が全国生活賃金（National Living Wage: NLW）⁽⁴⁰⁾として設けられ、25歳以上の最低賃金が割増しされた⁽⁴¹⁾。この全国生活賃金の導入の目的は、成長の果実を分配することとされる⁽⁴²⁾。

最低賃金は公⁽⁴³⁾労使の三者から成る低賃金委員会の勧告を受けて毎年改定される⁽⁴⁴⁾。勤労者の生活水準の向上については、「welfare to work（福祉から就労へ）」を標榜したブレア（Tony Blair）政権の下で給付付き税額控除⁽⁴⁵⁾が導入されるなど、社会保障政策での対応が図られてきたため、従来、最低賃金は生活費用や生活保障とは切り離されており、その額は雇用への影響を重視して決定されてきた⁽⁴⁶⁾。一方、全国生活賃金は2020年に賃金の中央値の60%とすることを目標に引上げが行われる。このような全国生活賃金の決定方法は、雇用に悪影響が及ばないように定められる従来の最低賃金の決定方法とは大きく異なることが指摘されている⁽⁴⁷⁾。

(35) National Minimum Wage Act 1998 (c.39).

(36) 田口典男「イギリスにおける賃金審議会の廃止と全国最低賃金制度の導入」『大原社会問題研究所雑誌』502号、2000.9、pp.35-38、42-44; 神吉知郁子「最低賃金制度の役割—地域別最賃と特定最賃、政府と労使の役割分担—」『季刊労働法』254号、2016.秋季、pp.9-12.

(37) National Minimum Wage Regulations 1999 (1999 No. 584).

(38) 19世紀以降、イギリスでは労使合意による賃金決定が基本とされており、1911年に低賃金業種で働く労働者に対する強制的賃金決定機構として設置された賃金審議会が、小売業やホテル・接客業、縫製業といった業種で最低賃率を決定してきた。しかし、1993年に賃金審議会が廃止され、1999年の最低賃金制度の導入まで最低賃金がない状況が続いた。（田口 前掲注(36)、pp.33-38、42-44.）

(39) National Minimum Wage (Amendment) Regulations 2016 (2016 No. 68).

(40) この「全国生活賃金」は、従来、市民団体が推進してきた「生活賃金」（Living Wage）とは異なるものである。「生活賃金」は、労働組合や宗教団体、非営利組織等が結成した市民団体（現 Citizens UK）が2001年にロンドンで開始した運動を発端としており、ロンドンとロンドン以外の地域について最低限の生活費や平均所得水準を基に算定している。「全国生活賃金」とは異なり、「生活賃金」には法的な強制力はなく、雇用主が自主的に導入するか否かを決める。（「生活賃金」の現状）2015.10. 労働政策研究・研修機構ウェブサイト <http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2015/10/uk_03.html>; 「生活賃金と最低賃金の動向」2017.3. 同 <http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2017/03/uk_01.html>）

(41) 厚生労働省『海外情勢報告 2015年版』2016、pp.259-260. <<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/16/>>

(42) 神吉 前掲注(36); “Policy paper: National living wage (NLW),” 2016.4.1. Gov.UK website <<https://www.gov.uk/government/publications/national-living-wage-nlw/national-living-wage-nlw>>

(43) 公益委員は労使から独立した立場の委員であり、学識経験者が任命されている。“Low Pay Commission.” Gov.UK website <<https://www.gov.uk/government/organisations/low-pay-commission>>

(44) 従来、最低賃金は毎年10月に改定されていたが、政府により4月に改定を行う方針が示され、2017年は4月に改定された（「生活賃金と最低賃金の動向」前掲注(40)）。

(45) 社会保障給付と税額控除が一体化した仕組みであり、イギリスでは1999年、最低賃金制度の導入と併せて、給付付き税額控除の一種である就労世帯税額控除が導入された（鎌倉治子「諸外国の就労促進・子育て支援等のための税制上の措置—所得課税に関連して—」『レファレンス』795号、2017.4、pp.104、111-112. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10337842_po_079505.pdf?contentNo=1>; 神吉知郁子「イギリスの全国最低賃金制度」『DIO』272号、2012.6、pp.9、11.）。

(46) 最低賃金が生活保障と切り離されている背景には、世帯の可処分所得（貧困）は賃金だけで決まるわけではなく、家族状況や税制、社会保障制度に大きく依拠しているという認識がある（神吉 同上、p.11.）。

(47) 厚生労働省 前掲注(20)、pp.254、259-260; 神吉 前掲注(36)

最低賃金及び全国生活賃金は2017年4月、25歳以上で7.20ポンド/時から7.50ポンド/時(約1,105円/時)へ、21~24歳で6.95ポンド/時から7.05ポンド/時(約1,039円/時)へ、18~20歳で5.55ポンド/時から5.60ポンド/時(約825円/時)へ、18歳未満で4.00ポンド/時から4.05ポンド/時(約597円/時)へ、養成訓練生の場合で3.40ポンド/時から3.50ポンド/時(約516円/時)へと、それぞれ引き上げられた⁽⁴⁸⁾。なお、自営業者や企業の取締役、徒弟労働者、軍人、使用者と同居する家族等は最低賃金・全国生活賃金の適用除外となる⁽⁴⁹⁾。

3 ドイツ

ドイツでは従来、最低賃金等の基本的な労働条件は産業別・地域別に労働組合と使用者団体が締結する労働協約により決定されてきたため、全国一律の最低賃金は法定されていなかった。しかし、近年では労働組合の組織率が低下していることや、労働協約から逃避するために企業が使用者団体から脱退する等していることから⁽⁵⁰⁾、労働協約により労働条件が決定される労働者が減少しており、低賃金労働者の増加が問題となっていた。そのため、「最低賃金法」⁽⁵¹⁾の制定により、原則として2015年1月から8.5ユーロ/時(約1,122円/時)の法定最低賃金が導入された。

全国一律の最低賃金の導入は、産業別・地域別の労働協約により賃金水準を決めるドイツの協約自治の伝統とは相容れない面もあったが、食料・飲料・旅館業労働組合(NGG)⁽⁵²⁾により粘り強く要求されてきた。その理由は、①これらの産業では対応する使用者団体が存在しない又は存在したとしても最低賃金交渉に否定的だったこと、②仮に労働協約によって最低賃金が設定できたとしても、低水準の最低賃金しか獲得できないと考えられたことが挙げられている。労働組合を支持基盤とする社会民主党(SPD)では2007年から全国一律の最低賃金制度の導入を目指していたが、最終的にはキリスト教民主同盟・社会同盟(CDU/CSU)との連立政権時である2014年にCDU/CSUが妥協する形で最低賃金法が成立し、2015年1月から最低賃金が導入されることになった。⁽⁵³⁾

最低賃金の額は2年に1回改定され、2017年1月、8.5ユーロ/時から8.84ユーロ/時(約1,167円/時)に引き上げられた⁽⁵⁴⁾。金額の決定に際しては、労働者の適切かつ最低限の保護に寄与すること、企業の公正で機能的な競争条件を可能とすること⁽⁵⁵⁾、雇用を阻害しないことのほか、労働協約によって定められた賃金の動向も考慮される⁽⁵⁶⁾。最低賃金は、使用者団体、労働組合の各代表や有識者から構成される最低賃金委員会の勧告を踏まえて政府が決定する。未成年者(18歳未満)、職業訓練実習生の一部、長期失業者の就職時(採用から6か月)等は適用が

(48) “National Minimum Wage and National Living Wage rates.” Gov.UK website <<https://www.gov.uk/national-minimum-wage-rates>>

(49) 「第5-18表 最低賃金制度」『データブック国際労働比較 2017年版』労働政策研究・研修機構, 2017, p.192; “The National Minimum Wage and Living Wage.” Gov.UK website <<https://www.gov.uk/national-minimum-wage/who-gets-the-minimum-wage>>

(50) 山本陽大「ドイツにおける産業別労働協約システムの現在」『Business Labor Trend』475号, 2014.10, pp.4-5.

(51) Gesetz zur Regelung eines allgemeinen Mindestlohns vom 11. August 2014 (BGBl. I S.1348).

(52) Gewerkschaft Nahrung-Genuss-Gaststätten.

(53) 和田肇「ドイツにおける最低賃金制度の意義と現状」『季刊労働法』254号, 2016.秋季, p.25; 岩佐卓也『現代ドイツの労働協約』法律文化社, 2015, pp.148-152.

(54) “MindestlohnGesetze.” Bundesministerium für Arbeit und Soziales webseite <<http://www.bmas.de/DE/Themen/Arbeitsrecht/Mindestlohn/mindestlohn.html>>

除外される。⁽⁵⁷⁾

4 フランス

フランスの最低賃金は「労働法典」⁽⁵⁸⁾で規定され、全産業一律スライド最低賃金 (SMIC)⁽⁵⁹⁾と呼ばれる。SMIC は低賃金労働者の購買力の保証と国民経済の発展への参加の確保を目的としている⁽⁶⁰⁾。

SMIC は、消費者物価指数上昇率にブルーカラー実質賃金上昇率の半分を加えた引上げ案を基に、政労使の協議の場である全国団体交渉委員会の賃金給与小委員会の意見を聴取した上で、大臣閣議を経たデクレ (政令)⁽⁶¹⁾により毎年改定される (定時改定方式)。また、消費者物価指数が前回の改定水準より 2% 以上上昇した場合、指数の発表の翌月初日に、その上昇分だけ増額改定される (物価スライド方式) ほか、政府の裁量により年度途中で改定されることがある。SMIC の金額は 2001 年以降毎年上昇しており、2017 年は 9.76 ユーロ/時 (約 1,240 円/時) である⁽⁶²⁾。訪問販売員等の一部など労働時間を把握することができない労働者への適用が除外されるほか、18 歳未満の者や見習い訓練生、研修生等については減額措置が設けられている。

なお、同国の最低賃金には、SMIC 以外に、労使で締結する労働協約を労働組合に加入していない労働者に拡張して賃金水準を定める方法もある。産業別労働協約においては、職種分類ごとに資格等級別の最低賃金表が定められる。同国の労働法典⁽⁶³⁾では、労働協約を非組合員に拡張適用する仕組みを規定しており、これにより、産業別労働協約で定められた賃金水準が、非組合員を含めて、その産業の最低賃金として適用される。⁽⁶⁴⁾

(55) 外国人労働者による賃金ダンピングの防止を目的とした「労働者送出国法」(Arbeitnehmer-Entsendegesetz) にも同様の記載があり、その趣旨は「価格の低さでなく、提供する業務やサービスの質の高さ、革新性、管理の良好さが競争の指標となることにより、公正な企業間競争を促進する」ことである。齋藤純子「ドイツの最低賃金規制」『レファレンス』733号, 2012.2, pp.37-38. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3480642_po_073302.pdf?contentNo=1>

(56) 和田 前掲注(53), p.24.

(57) 和田 同上, pp.24-34; 厚生労働省 前掲注(20), pp.182-183; 齋藤 前掲注(55), pp.27-51; 渡辺富久子「【ドイツ】最低賃金法の制定」『外国の立法』No.261-1, 2014.10, pp.12-13. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8766463_po_02610106.pdf?contentNo=1>; 川田知子「ドイツにおける Gute Arbeit と最低賃金法」『法学新報』123巻5・6号, 2016.11, pp.147-169.

(58) Code du travail.

(59) “Salaire minimum interprofessionnel de croissance” の略称であり、「全国職域成長最低賃金」とも訳される (神吉知郁子「最低賃金と法規制・労使自治・生活保障—日英仏の最低賃金規制の比較法的検討—」『日本労働法学会誌』120号, 2012.10, pp.166-169; 奥田香子「フランスの最低賃金制度の概要と最近の動向」『DIO』272号, 2012.6, p.4.)。

(60) Code du travail, Article L.3231-2; 神吉 同上, p.166.

(61) SMIC の額はデクレによって定められる手続に従って決定され、デクレは大臣閣議及び全国団体交渉委員会の答申 (avis) を経て出される。神吉知郁子『最低賃金と最低生活保障の法規制—日英仏の比較的研究—』(学術選書 85 労働法) 信山社, 2011, pp.217-218.

(62) “Salaire minimum interprofessionnel de croissance (Smic) en 2017,” 2017.1.24. Institut national de la statistique et des études économiques (INSEE) website <<https://www.insee.fr/fr/statistiques/1375188>>

(63) Code du travail, Article L.2261-15; 細川良『現代先進諸国の労働協約システム—フランスの企業別協約—』(労働政策研究報告書 No.178) 労働政策研究・研修機構, 2015, p.113.

(64) 労働協約方式による最低賃金は SMIC を下回らないものとされる。細川良「第二章 フランス」労働政策研究・研修機構編『現代先進諸国の労働協約システム—まとめと論点—』(労働政策研究報告書 No.184) 2016, pp.103-111; 厚生労働省 前掲注(20), pp.133-134.

Ⅲ 主な論点

1 最低賃金の位置付け

最低賃金制度をめぐる論点として、まず税や社会保障制度との関係における最低賃金の位置付けが挙げられる。給付付き税額控除を導入しているイギリスでは、社会保障給付を受けながら働き、所得の増加を図ることができる⁽⁶⁵⁾。就労と社会保障は二者択一の関係ではなく、社会保障の給付に際しては、就労を促進する運用が行われている。他方、我が国では、働いて賃金を得ることは生活保護の減額や支給停止につながることから、働くことの経済的メリットが薄く、就労と生活保護は実質的に二者択一の関係になりがちである。そのため、地域別最低賃金の金額の水準と生活保護の支給額の水準はしばしば比較されることになり、その結果、地域別最低賃金には生活保護と同等の生活ができるだけの賃金水準が求められている。ただし、地域別最低賃金の金額は生活保護水準だけを基に決定されるものではなく、使用者の賃金支払能力を考慮しつつ、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会における労使当事者の協議を経た上で、厚生労働大臣又は都道府県労働局長により決定されるものである。地域別最低賃金の決定の際には、就労の観点からは労使当事者による協議が求められる一方、社会保障の観点からは生活保護水準の考慮が求められているが、就労と社会保障の観点で各々求められる役割が異なる。イギリスとの比較からは、税や社会保障制度との関係における最低賃金の位置付けと役割を整理する必要性が指摘されている。⁽⁶⁶⁾

2 最低賃金の適用対象者の把握

地域別最低賃金の主な適用対象は、従来、パートタイム労働を行う主婦やアルバイトをする学生など、世帯主以外の家計補助者が多くを占めるとされてきた。平成 14 (2002) 年の時点では、地域別最低賃金の適用対象となる労働者の約半数が世帯年収 500 万円以上の世帯の世帯員であり、約 15% が世帯年収 300 万円未満の世帯の世帯主であったことが報告されている⁽⁶⁷⁾。地域別最低賃金の適用対象には低所得世帯以外の世帯員が多く含まれていることから、貧困を解消するための政策としては、地域別最低賃金の引上げは非効率的であり⁽⁶⁸⁾、むしろ給付付き税額控除を導入するべきであることが指摘されている⁽⁶⁹⁾。しかし、昨今の非正規雇用労働者の増加を背景に、2000 年前後から地域別最低賃金で働く世帯主が増加しているのではないかという懸念も示されており、最近の状況を調査することが望まれている⁽⁷⁰⁾。我が国の地域別最低賃金は国際的に見ても低い水準にあり⁽⁷¹⁾、低所得世帯の世帯主に着目する観点からは、地域別最

(65) 鎌倉 前掲注(45); 神吉 前掲注(45)

(66) 神吉 前掲注(36), pp.11-12.

(67) 川口大司・森悠子「最低賃金労働者の属性と最低賃金引き上げの雇用への影響」『日本労働研究雑誌』593号, 2009.12, pp.41-54.

(68) 大竹文雄「第7章 最低賃金と貧困対策」大竹ほか編著 前掲注(8), pp.169-183; 齋藤潤「構造政策としての最低賃金引き上げ」『齋藤潤の経済パーズアイ』2015.12.17. 日本経済研究センターウェブサイト <<https://www.jcer.or.jp/column/saito/index823.html>>

(69) 川口大司「最低賃金の引き上げは貧困対策として有効か?」『経済セミナー』665号, 2012.4・5, pp.38-39; 大竹同上, pp.170-171.

(70) 神吉 前掲注(36), pp.11-12.

低賃金を 1,500 円にする等、時給 1,000 円を超える水準に引き上げることが唱えられている⁽⁷²⁾。

以上のとおり、地域別最低賃金の引上げをめぐることは、適用対象に低所得世帯以外の世帯の世帯員が多く含まれることを重視する観点からは給付付き税額控除の導入が求められている一方、低所得世帯の世帯主が生活するのに十分な賃金を得ることを重視する観点からは最低賃金の一層の引上げが望まれている。最近の適用対象者の属性や状況を調査、把握した上で、今後の検討に活かしていくことが望まれる。

3 引上げの効果・影響の検証

一億総活躍プランでは、消費拡大を目的として、時給 1,000 円を目指して地域別最低賃金を引き上げることが掲げられている。地域別最低賃金の全国加重平均は、平成 27 年度の 798 円から平成 28 年度には 823 円に上昇している⁽⁷³⁾。これについて、今後、引上げによって消費拡大が実現したのか検証を行う必要があることが指摘されている⁽⁷⁴⁾。

また、最低賃金の引上げによって雇用が減少する可能性が懸念されている⁽⁷⁵⁾。雇用への影響については、最低賃金の引上げが雇用を減少させるという研究が多く見られるが、近年では雇用は減少していないとする研究もあり、研究によって様々な結果が示されている⁽⁷⁶⁾。

各国の研究を見ると、アメリカでは最低賃金の引上げが雇用を減少させるか否かについて多くの研究がなされており、雇用を減少させるとするものが多いが、減少させないとするものもあることが報告されている⁽⁷⁷⁾。フランスでは最低賃金の引上げが若年労働者や不熟練労働者の雇用にマイナスの影響を与えたことが指摘されている⁽⁷⁸⁾。他方、ドイツでは 2015 年 1 月に最低賃金を導入した際に数 10 万から 100 万人の規模の雇用喪失が危惧されていたが、実際には雇用喪失は生じなかったことが指摘されている⁽⁷⁹⁾。イギリスでは、2016 年 4 月から全国生活賃金を導入し、25 歳以上の労働者の賃金の割増しを行った際に雇用喪失が懸念されたが、雇用の減少は報告されていないとされる⁽⁸⁰⁾。我が国については、1982～2002 年のデータを用いた分析で、影響は小さいものの、最低賃金の引上げは 10 代男性労働者と中年既婚女性の雇用を減少させるという研究⁽⁸¹⁾がある。一方、2002 年と 2007 年のデータを用いた分析では、最低賃

(71) 和田肇『労働法の復権—雇用の危機に抗して—』日本評論社、2016、pp.276-279; 神吉知郁子「貧困・格差をどうするか(中) 最低賃金上げ 英仏並みに」『日本経済新聞』2016.12.27.

(72) 2016 年の東京地方最低賃金審議会では、労働組合から地域別最低賃金を時給 1,500 円以上にする要望や、1,000 円以上とする要望が出されている。また、日本労働組合総連合会(連合)の試算では、労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準は 1,394 円以上であるとされる。(「第 389 回東京地方最低賃金審議会議事録」2016.7.29、p.6. 東京労働局ウェブサイト <<http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0143/4582/2016102595816.pdf>>; 藤原千沙「「多様な働き方」における生活賃金の課題」『DIO』306 号、2015.7・8、pp.10-11.)

(73) 「地域別最低賃金の全国一覧」前掲注(7)

(74) 神吉 前掲注(36)、pp.11-12.

(75) 川口・森 前掲注(67)、p.41.

(76) 大竹 前掲注(68)、pp.175-181.

(77) 鶴光太郎「第 1 章 最低賃金の労働市場・経済への影響—諸外国の研究から得られる鳥瞰図的な視点—」大竹ほか編著 前掲注(8)、pp.7-12.

(78) 三谷直紀「フランスの最低賃金制度について」『日本労働研究雑誌』593 号、2009.12、p.76.

(79) 和田 前掲注(53)、pp.29-31; ライムント・ヴァルターマン(岩佐卓也訳)「法定最低賃金はなぜ必要なのか?—ドイツにおける議論—」『労働法律旬報』1859 号、2016.3.上旬、p.16.

(80) 「生活賃金と最低賃金の動向」前掲注(40)

(81) 川口・森 前掲注(67)

金は10代男子の雇用者比率と60歳以上女子のパート・アルバイト比率を高めるという限定的な影響があるものの、それ以外の層には影響しないとする研究⁽⁸²⁾もある。また、最近では、地域別最低賃金を引き上げている中でも失業率は低下傾向にあり、雇用環境の改善が進んでいるという指摘もある⁽⁸³⁾。研究の結果は、調査対象となる国や地域、年代、分析方法等によって大きく異なっており、OECDは、各国が多様な基準に設定した最低賃金がどの程度の雇用喪失をもたらしたかは、極めて不明確であると指摘している⁽⁸⁴⁾。

政策評価の観点からは、我が国における直近の影響を検証、分析し、毎年行われる地域別最低賃金の改定の際に活用していくことが望まれる⁽⁸⁵⁾。最低賃金の引上げが雇用や消費に与える影響を検証する方法を確立し、直近の影響について最低賃金審議会にて検証を行い、地域別最低賃金の改定の議論に活かすことが求められている⁽⁸⁶⁾。

4 特定最低賃金

我が国では、労使の申出による産業別の最低賃金として、特定最低賃金が設けられている。特定最低賃金は地域別最低賃金を上回る水準で設定されるものであるが、近年では地域別最低賃金が大きく引き上げられ、特定最低賃金の水準に追い付いてきている。そのため、特定最低賃金の存在意義を疑問視する見方もあり、特定最低賃金を廃止すべきとの意見が出ている⁽⁸⁷⁾。一方で、いわゆる同一労働同一賃金の推進について定めた「労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律」(平成27年法律第69号)の附帯決議においてその活用を検討する旨が記載されており⁽⁸⁸⁾、特定最低賃金は同一労働同一賃金の実現のための論点にもなっている。同一労働同一賃金を推進する立場からは、特定最低賃金を活用して一層の賃上げの実現を図ることが提唱されている⁽⁸⁹⁾。

海外に目を向けると、ドイツやフランスでは、歴史的に労使が労働協約により産業別に賃金水準を決定している⁽⁹⁰⁾。このように決定された賃金水準は協約賃金と呼ばれ、実質的に産業別の最低賃金として機能しており、雇用形態間の基本給格差を生じにくくしているとの指摘もある⁽⁹¹⁾。ただし、ドイツでは近年、労働協約の影響力が低下しており、これが法定最低賃金の導

82) 労働政策研究・研修機構編『最低賃金の引上げによる雇用等への影響に関する理論と分析』(JILPT資料シリーズNo.90) 2011, pp.134-135, 172-175. <<http://www.jil.go.jp/institute/siryu/2011/documents/090.pdf>>

83) 長内智「雇用の悪化なき最低賃金引き上げは持続可能であるか?」『経済・社会構造分析レポート』2016.10.6. <https://www.dir.co.jp/research/report/japan/mlothers/20161006_011304.pdf>

84) OECD編著(樋口美雄監訳、戎居皆和訳)『世界の労働市場改革・OECD新雇用戦略』明石書店, 2007, p.119; OECD, *OECD Employment Outlook*, 2006, p.86.

85) 中央最低賃金審議会でも最低賃金引上げが及ぼす影響について検討することの必要性が指摘されている。「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」2017.3.28. 厚生労働省ウェブサイト <<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11201250-Roudoukijunkyo-Roudoujoukenseisakuka/17032811.pdf>>

86) 神吉 前掲注36, pp.11-12.

87) 日本経済団体連合会(経団連)「(2) 特定最低賃金の廃止に向けて」『経営労働政策特別委員会報告 2017年版』2017, pp.58-59.

88) 附帯決議の三において、「欧州において普及している協約賃金が雇用形態間で基本給格差を生じにくくさせている機能を果たしていることに鑑み、我が国においても特定最低賃金の活用について検討を行うこと」とされる。参議院厚生労働委員会「労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案に対する附帯決議」2015.9.8. <http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/189/f069_090802.pdf>

89) 神吉知都子「特集 格差是正をもっと前へ 同一労働同一賃金 産業別最低賃金の引き上げが「底上げ」の次なる突破口になる」『情報労連レポート』395号, 2016.7, pp.22-23.

入の背景となったことは前述のとおりである⁽⁹²⁾。労働協約の影響力の低下は同国で課題とされ、最低賃金を導入する際に、併せて労働協約を強化するための法改正が行われている⁽⁹³⁾。

おわりに

最低賃金は世界的に見て上昇傾向にあるが、その在り方は国や地域によって異なる。時給 1,000 円を目指して地域別最低賃金を引き上げている我が国や、時給 15 ドルへ向けて段階的な引き上げを行うことを決定したアメリカのワシントン D.C.、カリフォルニア州等では一定の金額まで最低賃金を引き上げる方法を採用しており、イギリスでは賃金の中央値の 60% まで引き上げる手法を用いている。また、フランスでは消費者物価指数や実質賃金上昇率に最低賃金を連動させており、最低賃金を物価に連動させる物価スライド制は、アメリカの連邦契約事業者の最低賃金やコロンビア州等でも採用されている。各国の多様な最低賃金制度は、我が国の制度を検討する際にも参考になると考えられる。

我が国の地域別最低賃金は、消費の喚起を目的に引き上げられているが、雇用や低所得者の生活の観点からも論じられている。地域別最低賃金をめぐっては、適用対象に低所得世帯以外の者が多く含まれることを重視する観点からは給付付き税額控除の導入が求められている一方、低所得世帯を重視する観点からは一層の引上げが望まれている。地域別最低賃金については、最近の適用対象者の属性を把握した上で、給付付き税額控除の導入を含めた税や社会保障制度の改革も視野に入れながら、その在り方について議論を深めることが求められる。また、毎年行われる地域別最低賃金の改定に当たっては、引上げが消費や雇用に与える効果と影響を検証し、議論に活用していくことが望まれる。

産業別に設定される特定最低賃金については、使用者の立場から廃止を求める意見がある一方で、同一労働同一賃金の観点から引上げを求める意見もあり、その在り方をめぐって大きく意見が分かれている。地域別最低賃金との関係を考慮しつつ、特定最低賃金の在り方について熟慮することが望まれる。

(こはり たいすけ)

⁽⁹⁰⁾ ドイツやフランスでは、労働組合と使用者団体が締結した労働協約を、労働組合に加入していない労働者にも拡張適用する仕組みがある。我が国にも「労働組合法」(昭和 24 年法律第 174 号) 第 17 条及び第 18 条に類似の仕組み(一般的拘束力)が規定されている。(山本 前掲注⁽⁵⁰⁾, pp.4-8; 細川良「フランスにおける産業別労働協約システムの基本構造とその現状」『Business Labor Trend』475 号, 2014.10, pp.9-14; 野川忍「Ⅱ 労働協約の一般的拘束力」『労働協約法』弘文堂, 2015, pp.317-357.)

⁽⁹¹⁾ 参議院厚生労働委員会 前掲注⁽⁸⁸⁾

⁽⁹²⁾ 渡辺 前掲注⁽⁵⁷⁾

⁽⁹³⁾ ドイツでは、労働協約に関しては「労働協約法」(Tarifvertragsgesetz)で定められている。同法第 5 条で規定される一般的拘束力宣言制度(労働組合に加入していない労働者に拡張して労働協約を適用する制度)では、使用者が協約範囲内にある労働者の 50% 以上を雇用していることが要件となっていた。最低賃金導入と併せて行われた法改正により、この要件が廃止された。山本陽大「第一章 ドイツ」労働政策研究・研修機構編 前掲注⁽⁶⁴⁾, pp.33-37.

別表 我が国と欧米主要国の最低賃金制度

概要	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
	<p>最低賃金制度の根拠規定は最低賃金法(昭和34年法律第137号)である。最低賃金制度には地域別最低賃金と特定地域別最低賃金の2種類がある。地域別最低賃金は都道府県ごとに定められ、特定最低賃金は、特定の産業について、主に都道府県ごとに定められる。</p>	<p>最低賃金制度は、全国レベル、州レベル、市等の自治体レベルごとに設定される。全国レベルの最低賃金(連邦最低賃金)は公正労働基準法(Fair Labor Standards Act of 1938)で規定される。州や市レベルの最低賃金は地域によって異なる地域もある。</p>	<p>最低賃金制度の根拠規定は1998年の全国最低賃金法(National Minimum Wage Act 1998)である。2016年には25歳以上労働者の最低賃金に加重を行う「全国生活賃金」が導入された。「全国生活賃金」は、従来、市民団体が推進してきた「生活賃金」とは異なる。</p>	<p>従来、全国一律の最低賃金は設定されていなかったが、最低賃金法(Gesetz zur Regelung eines allgemeinen Mindestlohns)の制定により、2015年から8.5€/時(約1,122円/時)の法定最低賃金が導入された。導入に際しては、一部の業種に経過措置が設けられた。</p>	<p>全産業一律スライド制最低賃金(Salaire minimum interprofessionnel de croissance: SMIC)と呼ばれる法定最低賃金は、労働法典(Code du travail)で規定される。最低賃金はSMICのほか、労働協約により定められた金額を一定の地域内の業種に拡張適用する方法でも定められる。</p>
最低賃金額(注1)	<p>地域別最低賃金(全国加重平均) 823円/時(2016年度)</p> <p>特定最低賃金(全国加重平均) 854円/時(2016年度)</p>	<p>連邦最低賃金(2009年7月24日～) 約\$7.25/時(約737円/時)</p> <p>2014年2月に署名された大統領令第13658号(Executive Order 13658)により、2017年1月以降、連邦政府契約事業者については\$10.20/時(約1,037円/時)の最低賃金が適用される。</p> <p>州別最低賃金(2017年2月) 最低額\$5.15/時(約523円/時)、ジョージア州・ワイオミング州(注2)～最高額\$11.50/時(約1,169円/時)、ワシントンD.C.)</p> <p>ワシントンD.C.やカリフォルニア州等では最低賃金を段階的に\$15(約1,525円/時)に引き上げることを見直している。</p>	<p>最低賃金 21～24歳：£7.05/時(約1,039円/時)</p> <p>18～20歳：£5.60/時(約825円/時)</p> <p>18歳未満：£4.05/時(約597円/時)</p> <p>養成訓練生：£3.50/時(約516円/時)</p> <p>(2017年4月～)</p> <p>全国生活賃金 25歳以上：£7.50/時(約1,105円/時)</p> <p>(2017年4月～)</p> <p>全国生活賃金は、25歳以上の労働者の最低賃金を割増するものであり、2016年4月から導入された。</p>	<p>€8.84/時(約1,167円/時)</p> <p>(2017年1月1日～)</p>	<p>SMIC €9.76/時(約1,240円/時)</p> <p>(2017年1月1日～)</p> <p>労働協約拡張方式 各労働協約による。</p>
最低賃金額を決定するシステム	<p>地域別最低賃金、特定最低賃金とも審議会方式。審議会は、労働者、使用者、公益の三者の代表から構成される。地域別最低賃金は通常、賃金は改定される。特定最低賃金は労働者の申出があった際に改定される。</p>	<p>連邦最低賃金 連邦議会上の公正労働基準法(Fair Labor Standards Act of 1938)で直接規定されており、一定期間ごとに見直す等の定めはない。</p> <p>州別最低賃金 州議会による議決方式や審議会方式。州によって最低賃金の定めがないところもある。</p>	<p>最低賃金 審議会方式。金額は労働者、使用者、公益の各代表で構成される。低賃金委員会の勧告を踏まえて決定され、通常、毎年改定される。</p> <p>全国生活賃金 2020年までに賃金の60%まで引き上げることとされており、低賃金委員会が各年度の引上げ幅の割り振りを行う。</p>	<p>審議会方式。最低賃金額は使用者団体、労働組合の各代表(アドバイザーとして有識者も参加)で構成される。最低賃金委員会の勧告を踏まえて、政府により決定される。2017年以降、2年ごとに改定される。</p>	<p>SMIC 審議会方式。定時改定では、専門家会議の報告を受けた政府が、政労使の協議の場である全国団体交渉委員会の意見を踏まえて、大臣閣議を経たデクレ(政令)で金額を決定する。金額は毎年改定される。</p> <p>労働協約拡張方式 協約当事者の交渉による。</p>

罰則	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
	<p>地域別最低賃金 50万円以下の罰金(最低賃金法第40条)。</p> <p>特定最低賃金 30万円以下の罰金(労働基準法第24条第1項、第120条)。</p>	<p>連邦最低賃金 故意の違反については1件当たり1万ドル(約101万6500円)以下の罰金。違反が繰り返される場合、1人当たり1,100ドル(約11万1815円)以下の行政上の制裁金。</p> <p>州別最低賃金 州により異なる。</p>	<p>未払分の賃金の200%(労働者1人について2万ポンド(約294万6377円)以下)の罰金。違反雇用主名の公表。</p>	<p>最大50万ユーロ(約6600万6494円)の罰金。公用調達からの除外がありうる。</p>	<p>SMIC 労働者1人につき1,500ユーロ(約19万594円)以下の罰金(再犯は3,000ユーロ(約38万1188円)以下)。</p> <p>労働協約拡張方式 労働者1人につき750ユーロ(約9万5297円)以下の罰金。</p>

- (注1) 円表示の金額は2016年のGDP購買力平価で換算(日:米:英:独:仏 = 101.65:1.00:0.69:0.77:0.80)。“4. PPPs and exchange rates.” OECD.Stat website <http://stats.oecd.org/Index.aspx?datasetcode=SNA_TABLE4#>
- (注2) 連邦最低賃金の適用対象は年商50万ドル以上の企業等であるが、ジョージア州では年商4万ドル以上であり、ワイオミング州では年商要件は特に設けられていない。
- (注3) 管理職、運営職(顧客等の管理や事業運営に携わる者)、専門職、コンピュータ・技術職、外商。
- (注4) 小規模農園で働く農業労働者、一定条件を満たす季節営業の娯楽施設で働く者、外国籍の船の船員、漁業従事者、新聞配達員、臨時のベビーマニッシャー、高齢者等の付添人。
- (出典) 次の資料を基に筆者作成。
- ・「第5-18表 最低賃金制度」『データブック国際労働比較 2017年版』労働政策研究・研修機構, 2017, pp.189-196.
 - ・厚生労働省『海外情勢報告 2016年版』2016, pp.82-84, 122-123, 167-168, 237-238; 同『海外情勢報告 2015年版』2015, pp.92-94, 133-134, 254, 259-260.
 - ・労働調査会出版局編『最低賃金法の詳解 改定4版』労働調査会, 2016, p.31-42, 119-123.
 - ・「地域別最低賃金の全国一覽」同上 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roundokujum/minimuchiran/>
 - ・「特別企画 平成28年度 特定最低賃金の決定状況 全国加重平均854円(14円増)」『労働基準広報』1921号, 2017.4.21, pp.12-19.
 - ・「特定最低賃金について」厚生労働省ウェブサイトに <<http://www.mhlw.go.jp/topics/seido/kijunkyoku/minimium/minimum-10.htm>>
 - ・北澤謙「第2章 アメリカ合衆国の最低賃金制度」労働政策研究・研修機構編『欧米諸国における最低賃金制度』(JILPT資料シリーズNo.50) 2008, pp.7-31.
 - ・高須裕彦「格差と貧困大国アメリカの変革—最低賃金の大幅な引き上げはいかにして実現されたか—」『季刊労働者の権利』317号, 2016.10, pp.86-98.
 - ・神吉知都子「イギリスの全国最低賃金制度」『DIO』272号, 2012.6, pp.8-11.
 - ・同上「最低賃金と法規制・労使自治・生活保障—日英仏の最低賃金規制の比較法的検討—」『日本労働法学会誌』120号, 2012.10, pp.161-174.
 - ・同上「最低賃金制度の役割—地域別最賃と特定最賃、政府と労使の役割分担—」『季刊労働法』254号, 2016.秋季, pp.2-13.
 - ・和田肇「ドイツにおける最低賃金制度の意義と現状」『季刊労働法』254号, 2016.秋季, pp.24-34.
 - ・「生活賃金と最低賃金の動向」2017.3. 労働政策研究・研修機構ウェブサイトに <http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2017/03/tuk_01.html>
 - ・奥田香子「フランスの最低賃金制度の概要と最近の動向」『DIO』272号, 2012.6, pp.4-7.
 - ・“State Minimum Wages 2017 Minimum Wage by State,” 2017.1.5. NCSL website <<http://www.ncsl.org/research/labor-and-employment/state-minimum-wage-chart.aspx#1>>
 - ・“Establishing a Minimum Wage for Contractors, Notice of Rate Change in Effect as of January 1, 2017,” 2016.9.20. Federal Register website <<https://www.federalregister.gov/documents/2016/09/20/2016-22515/establishing-a-minimum-wage-for-contractors-notice-of-rate-change-in-effect-as-of-january-1-2017>>
 - ・“National Minimum Wage and National Living Wage rates.” Gov.UK website <<https://www.gov.uk/national-minimum-wage-rates>>
 - ・“Mindestlohnengesetze,” 2015.1.1. Bundesministerium für Arbeit und Soziales website <<http://www.bmas.de/DE/Themen/Arbeitsrecht/Mindestlohn/mindestlohn.html>>
 - ・“Salaire minimum interprofessionnel de croissance (Smic) en 2017,” 2017.1.24. Institut national de la statistique et des études économiques (INSEE) website <<https://www.insee.fr/fr/statistiques/1375188>>